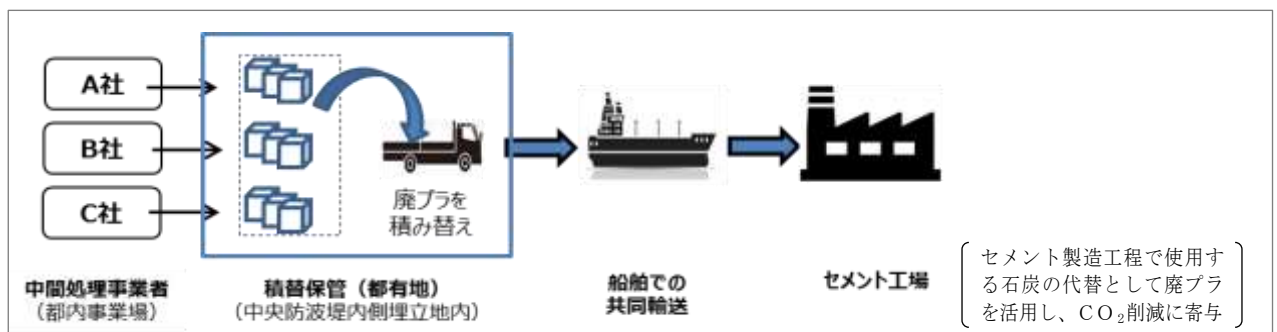


廃プラスチック国内有効利用に向けた実証事業の実績について

1. 事業概要

- ・ 事業系の廃プラスチックについては、バーゼル法が改正され、令和3年1月から輸出規制の対象として加わったこと等から、国内での有効利用が課題
- ・ 都は業界団体等と連携し、廃プラの国内循環ルート構築に向けた効率的な運搬や破碎・選別処理等を検証する実証事業を実施
- ・ 事業期間は令和2年5月から本年3月末まで



2. 事業実績

- ・ 複数の廃棄物処理業者が連携した共同輸送スキームを構築し、輸送効率を向上
- ・ 選別が十分でなく金属などの異物が混入する事例や受入基準を満たす破碎が十分でない事例に対して、設備更新や運用改善を促し、廃プラの処理品質を向上
- ・ 廃プラスチックの新たな国内有効利用ルートとして、セメント工場での石炭代替が確立
- ・ 本年度末での事業終了後も、改正バーゼル条約や、本年4月に施行される「プラスチック資源循環法」の影響を見据え、引き続き、国内の廃プラ処理・リサイクル市場の動向を注視し、業界団体等と緊密な連携を図りながら、廃プラスチックのさらなる適正処理・資源循環を推進していく。

<参加事業者数等>

		参加数 (計9社)	輸送実績	
			大分工場 (大分県)	上磯工場 (北海道)
令和 2年度	I期	5社	6回 (94.13t)	1回 (12.34t)
	II期	6社	11回 (166.15t)	2回 (30.96t)
令和 3年度	III期	5社	3回 (47.00t)	2回 (31.48t)
	IV期	6社	4回 (62.15t)	3回 (47.85t)
計		9社	24回 (369.43t)	8回 (122.63t)

※最終の輸送終了後 (3月中旬)、指定作業場廃止届出書を区へ提出済み。

【参考】有害廃棄物の国際的な貿易を規制するバーゼル法の改正（令和3年1月発効）の影響（廃プラスチックの輸出動向）

- ・ 2020年の廃プラ輸出量は、約82万トン（前年比で約1割減）
- ・ 改正バーゼル法の施行（2021年1月）以降について2021年の輸出量は約62万トンとなり、前年比で24%減少

